

答申第 34 号  
令和5年10月12日

所沢市長 藤本正人 様

所沢市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 徳永眞澄

## 答申書

令和5年6月20日付けで貴職から受けた

の  
(被相続人)に関する権利配分届(以下「本件開示請求対象文書」という。)について行われた個人情報開示請求に対してなされた個人情報開示請求却下決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問(所市相第1004号)について、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年2月6日付け所防第226号により、所沢市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は、第三者の個人情報の部分を除き、開示すべきである。

### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和4年12月23日、条例第12条の規定により、実施機関に対し、本件開示請求対象文書に係る個人情報開示請求を行った。
- 2 実施機関は、令和5年2月6日、本件開示請求対象文書について、令和4年12月23日の開示請求時に添付された書類では、死者の財産が請求者に帰属していることが確認できなかったことから、補正を求めたが、補正において提出された書類では、死者の財産が請求者に帰属していることを確認できなかったので、開示することができないとして、個人情報開示請求却下処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和5年4月27日、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人は、被相続人 の の子であり、被相続人 の遺産であ

る建物の相続人であるから、建物に関する本件開示請求対象文書は、請求者自身の個人情報として開示されるべきである。

#### 第4 実施機関の弁明の要旨

死者に関する情報は、条例の対象となる個人情報に含まれないが、『個人情報保護事務の手引・所沢市個人情報保護条例の解釈と運用』（平成29年度市民部市民相談課市政情報センター発行。以下『解釈と運用』という。）第2条では死者に関する情報は、条例の対象となる個人情報に含まれないが、死者の個人情報を自己の情報とみなして開示請求の対象となる場合の例が示されていて、死者である被相続人から相続した財産に関する個人情報にあつては、当該相続人自身の個人情報であるとして開示請求することができるものとしている。また、条例第12条では、条例第2条と同様、開示請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報は、開示請求者の個人情報を含むとしている。

審査請求人が本件開示請求に当たり提示した戸籍謄本等により被相続人と審査請求人の関係は確認できたが、          または          に土地に関する権利が帰属していた旨を確認できる書類の提出がなく、権利配分に関する情報が相続人である審査請求人の自己に関する個人情報であると確認できなかったことから、却下したものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件の争点について

本件の争点は、審査請求人の開示請求の情報が、条例第2条及び第12条の『解釈と運用』における死者の個人情報のうち、請求者自身の個人情報であると考えられる「死者である被相続人から相続した財産に関する情報」に含まれるか否かという点である。

##### 2 本件開示請求対象文書は、被相続人以外土地所有者との被相続人の相続財産である家屋所有者との間の借地権についての権利配分届である。借地権が被相続人から相続開始時に相続した財産に関する情報に該当することを確認することのできる書類の提出はなされていない。

しかしながら、借地権の登記がなされることは一般的ではない上、借地権の登記がなくても建物の表示の登記があれば、借地権を第三者に主張できるとされていることから、借地権は建物に付着する権利であると考えられる。

そうすると、借地権に関する本件開示請求対象文書は、被相続人から相続開始時に相続した          名義の家屋に関する情報として開示すべき個人情報となる。

ただし、第三者の個人情報に関する部分は開示するのは相当ではないので、その部分は不開示とする。

##### 3 結論

以上のことから、審査会は、前記第1のとおり判断する。